

○公 告

次のとおり入札参加者を公募する。

令和7年1月16日

契約担当者 愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告個別事項

| | | | | |
|-----------------|-------------------|--|--|--|
| 入札参加者を公募する事項 | 業務名 | | 洪援補第7号測の1他 (二) 千丈川水系千丈川他 洪水浸水想定区域図作成委託業務 | |
| | 業務場所 | | 愛媛県八幡浜市郷他 | |
| | 業務概要 | | 本業務は、近年の洪水被害の激甚化・頻発化を踏まえ、水害リスク情報の空白地を解消するため、(二) 千丈川水系千丈川他の河川において、洪水浸水想定区域図の作成を行うものである。 洪水浸水想定区域図の作成 N=8河川 | |
| | 履行期間 | | 業務委託契約の成立の日から令和7年12月25日まで | |
| | 予定価格 | | 別途入札通知書（指名通知）で通知する。 | |
| 入札参加希望者の要件 | 施工形態 | | 建設工事関連業務共同企業体 | |
| | 共同企業体の構成員の数 | | 2者 | |
| | (1) 事業所 | 区分 | 本店又は支店・営業所等 | |
| | | 所在地 | 愛媛県内 | |
| | (2) 業務実績 (過去15年間) | 業務の種類等 | 四国内での洪水浸水想定区域図作成の業務実績を有すること。 | |
| | | 出資比率等 | 単体での実績又は出資比率30パーセント以上の共同企業体での実績 | |
| | (3) 配置予定技術者の資格等 | 種類 | 管理技術者 | |
| | | 資格等 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）） ・国土交通省登録技術者資格 施設分野（河川・ダム） — 業務（計画・調査・設計） ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）※ ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※ ※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外 ・同等の能力と経験を有する者（学校卒業後に当該業務関係に従事した満年数） <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後23年以上 ・短大もしくは高等専門学校卒業後28年以上 ・高校卒業後33年以上 | |
| | (3) 配置予定技術者の資格等 | 種類 | 照査技術者 | |
| | | 資格等 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）） ・国土交通省登録技術者資格 施設分野（河川・ダム） — 業務（計画・調査・設計） ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）※ ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※ ※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外 ・同等の能力と経験を有する者（学校卒業後に当該業務関係に従事した満年数） <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後23年以上 ・短大もしくは高等専門学校卒業後28年以上 ・高校卒業後33年以上 | |
| | (4) 出資比率 | | 構成員のうち、最大であること。 | |
| | (1) 事業所 | 区分 | 本店 | |
| | | 所在地 | 愛媛県内 | |
| | (2) 業務実績 (過去15年間) | 業務の種類等 | 愛媛県内での河川基本（予備・概略）設計または河川実施（詳細）設計（築堤・護岸）の業務実績を有すること。 | |
| | | 出資比率等 | 単体での実績 | |
| (3) 配置予定技術者の資格等 | 種類 | — | | |
| | 資格等 | — | | |
| (3) 配置予定技術者の資格等 | 種類 | — | | |
| | 資格等 | — | | |
| (4) 出資比率 | | 出資比率が、30パーセント以上であること。 | | |
| 実施体制 | | <p>業務実施時において、次に掲げる全ての体制がとれる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容全般において、代表者及び構成員が共同で業務を実施できる体制を確保する。 ・再委託に付した場合は、代表者及び構成員が主体的な管理・監督を行う。 | | |

| | | |
|-------------------|--|---|
| 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 | 担当部局 | 愛媛県南予地方局出納室 |
| | 電話番号 | 0895(22)5211(内線433) |
| | FAX番号 | 0895(22)3453 |
| | 電子メール | nan-suito@pref.ehime.lg.jp |
| | 住所 | 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7-1 |
| 設計書等の貸与、閲覧に供する場所 | 担当部局 | 愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 |
| | 電話番号 | 0894(22)4111(内線406) |
| | FAX番号 | 0894(24)5305 |
| | 電子メール | yaw-doboku@pref.ehime.lg.jp |
| | 住所 | 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号 |
| 日程等 | 入札説明書の掲載期間 | 令和7年1月16日(木)から令和7年1月29日(水)まで |
| | 仕様書等の貸与期間 | 令和7年1月16日(木)から令和7年1月29日(水)までの受付時間中 |
| | 入札説明書についての質問提出期間 | 令和7年1月17日(金)から令和7年1月22日(水)までの受付時間中 |
| | 質問に対する回答の公表期間 | 令和7年1月27日(月)から令和7年1月29日(水)まで |
| | 入札参加申請書の提出期間 | 令和7年1月27日(月)から令和7年1月29日(水)までの受付時間中 |
| | 非選定者への通知日 | 入札参加申請書提出期限の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内 |
| | 選定されなかった理由の説明要求期限 | 非選定の通知の日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内の受付時間中 |
| | 説明要求に対する回答期限 | 説明要求期限の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内 |
| | 入札参加者への指名通知日 | 入札参加申請書提出期限の日の翌日から起算して30日(休日を含まない。)以内 |
| | 設計書等の貸与期間 | 別途入札通知書(指名通知)で通知する。 |
| | 入札期間 | 別途入札通知書(指名通知)で通知する。 |
| | 開札日時 | 別途入札通知書(指名通知)で通知する。 |
| | 開札場所 | 別途入札通知書(指名通知)で通知する。 |
| | 低入札価格調査資料の提出期限 | (※予定価格500万円超の業務委託において、調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出) 別途入札通知書(指名通知)で通知する。 |
| 支払条件 | 前払金 | 業務委託料の10分の3に相当する額以内の額とする。 なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、前払金は業務委託料の10分の2に相当する額以内の額とする。 ただし、上記で算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。 |
| | 部分払 | 無 |
| その他 | <p>ア この公告の業務の入札は、電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい者は、当該業務を発注する部局又は地方機関の長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。</p> <p>[予定価格500万円超の場合] イ この公告の業務の入札においては、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱を適用する。 [予定価格500万円以下の場合] イ この公告の業務の入札においては、愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱を適用する。</p> <p>ウ 本入札の落札決定は、洪援補第7号測の1他(二)千丈川水系千丈川他 洪水浸水想定区域図作成委託業務、洪援補第7号測の2他(二)三崎大川水系三崎大川他 洪水浸水想定区域図作成委託業務の順に行うものとする。ただし、低入札価格調査の対象となる業務があった場合は、当該低入札価格調査の対象とならなかった業務を優先して落札者を決定する。また、両方の業務がいずれも低入札価格調査の対象となった場合の落札決定は、洪援補第7号測の1他(二)千丈川水系千丈川他 洪水浸水想定区域図作成委託業務、洪援補第7号測の2他(二)三崎大川水系三崎大川他 洪水浸水想定区域図作成委託業務の順に行うものとする。 なお、何らかの事情により入札を中止する場合又は入札が不調となった業務が生じた場合は、当該中止又は不調が生じなかった業務を優先して落札者を決定する。 また、優先して落札決定を行った業務の落札者について、当該落札者が入札した他の業務の入札書は無効とするので留意すること。 おつて、中止又は不調となった業務に係る入札を別の公告によって後日行うことがあり、この場合、他の業務の落札者は、後日行う入札の落札者になることはできないものとする。</p> | |

注1 入札参加希望者の要件について「-」が記入されている項目については、要件として設定しない項目である。

注2 上記の各期間について、「受付時間中」とは、休日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時までのことをいう。